

公 告

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により、令和8年度技能検定（随時）の実施について、次のとおり公示する。

令和8年3月2日

宮城県知事 村 井 嘉 浩



1 実施する検定職種（作業）及び等級区分

実施する検定職種（作業）及び等級の区分は次のとおりとする。

- (1) 2級（33職種44作業）
 - さく井（ロータリー式さく井工事作業）
 - 鑄造（非鉄金属鑄物鑄造作業）
 - 機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセンタ作業）
 - 金属プレス加工（金属プレス作業）
 - 鉄工（構造物鉄工作業）
 - 建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）
 - 工場板金（機械板金作業）
 - めっき（熔融亜鉛めっき作業）
 - 仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）
 - 機械検査（機械検査作業）
 - ダイカスト（コールドチャンバダイカスト作業）
 - 電子機器組立て（電子機器組立て作業）
 - 電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）
 - 冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）
 - 婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）
 - 紳士服製造（紳士既製服縫製作業）
 - プラスチック成形（圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業）
 - 強化プラスチック成形（手積み積層成形作業）
 - 石材施工（石張り作業）
 - パン製造（パン製造作業）
 - ハム・ソーセージ・ベーコン製造（ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業）
 - 水産練り製品製造（かまぼこ製品製造作業）
 - 建築大工（大工工事作業）
 - とび（とび作業）
 - 配管（建築配管作業、プラント配管作業）
 - 型枠施工（型枠工事作業）
 - 鉄筋施工（鉄筋組立て作業）
 - コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）
 - 防水施工（シーリング防水工事作業）
 - 内装仕上げ施工（カーペット系床仕上げ工事作業、カーテン工事作業）
 - 熱絶縁施工（保温保冷工事作業）
 - 表装（壁装作業）
 - 塗装（建築塗装作業、金属塗装作業）
- (2) 3級（42職種61作業）
 - さく井（ロータリー式さく井工事作業）
 - 鑄造（非鉄金属鑄物鑄造作業）
 - 鍛造（ハンマ型鍛造作業、プレス型鍛造作業）
 - 機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセンタ作業）
 - 金属プレス加工（金属プレス作業）
 - 鉄工（構造物鉄工作業）
 - 建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）
 - 工場板金（機械板金作業）
 - めっき（電気めっき作業、熔融亜鉛めっき作業）
 - 仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）

- 機械検査（機械検査作業）
- ダイカスト（コールドチャンバダイカスト作業）
- 電子機器組立て（電子機器組立て作業）
- 電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）
- 冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）
- 婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）
- 紳士服製造（紳士既製服製造作業）
- 紙器・段ボール箱製造（印刷箱打抜き作業、印刷箱製箱作業、段ボール箱製造作業）
- 印刷（オフセット印刷作業）
- 製本（製本作業）
- プラスチック成形（圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業）
- 強化プラスチック成形（手積み積層成形作業）
- 石材施工（石張り作業）
- パン製造（パン製造作業）
- ハム・ソーセージ・ベーコン製造（ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業）
- 水産練り製品製造（かまぼこ製品製造作業）
- 建築大工（大工工事作業）
- とび（とび作業）
- 左官（左官作業）
- 築炉（築炉作業）
- タイル張り（タイル張り作業）
- 配管（建築配管作業、プラント配管作業）
- 型枠施工（型枠工事作業）
- 鉄筋施工（鉄筋組立て作業）
- コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）
- 防水施工（シーリング防水工事作業）
- 内装仕上げ施工（カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、カーテン工事作業）
- 熱絶縁施工（保温保冷工事作業）
- サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）
- 表装（壁装作業）
- 塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業、噴霧塗装作業）
- 工業包装（工業包装作業）
- (3) 基礎級（49職種72作業）
- さく井（ロータリー式さく井工事作業）
- 鋳造（非鉄金属鋳物鋳造作業）
- 鍛造（ハンマ型鍛造作業、プレス型鍛造作業）
- 機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセンタ作業）
- 金属プレス加工（金属プレス作業）
- 鉄工（構造物鉄工作業）
- 建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）
- 工場板金（機械板金作業）
- めっき（電気めっき作業、溶融亜鉛めっき作業）
- アルミニウム陽極酸化処理（陽極酸化処理作業）
- 仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）
- 機械検査（機械検査作業）
- ダイカスト（コールドチャンバダイカスト作業）
- 電子機器組立て（電子機器組立て作業）
- 電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）
- 冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）
- 婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）
- 紳士服製造（紳士既製服製造作業）
- 寝具製作（寝具製作作業）
- 帆布製品製造（帆布製品製造作業）
- 布はく縫製（ワイシャツ製造作業）
- 家具製作（家具手加工作業）
- 建具製作（木製建具手加工作業）
- 紙器・段ボール箱製造（印刷箱打抜き作業、印刷箱製箱作業、貼箱製造作業、段ボール箱製造作業）
- 印刷（オフセット印刷作業）

- 製本（製本作業）
- プラスチック成形（圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業、ブロー成形作業）
- 強化プラスチック成形（手積み積層成形作業）
- 石材施工（石材加工作業、石張り作業）
- パン製造（パン製造作業）
- ハム・ソーセージ・ベーコン製造（ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業）
- 水産練り製品製造（かまぼこ製品製造作業）
- 建築大工（大工工事作業）
- かわらぶき（かわらぶき作業）
- とび（とび作業）
- 左官（左官作業）
- 築炉（築炉作業）
- タイル張り（タイル張り作業）
- 配管（建築配管作業、プラント配管作業）
- 型枠施工（型枠工事作業）
- 鉄筋施工（鉄筋組立て作業）
- コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）
- 防水施工（シーリング防水工事作業）
- 内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、カーテン工事作業）
- 熱絶縁施工（保温保冷工事作業）
- サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）
- 表装（壁装作業）
- 塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業、噴霧塗装作業）
- 工業包装（工業包装作業）

2 技能検定試験の方法

技能検定は、実技試験及び学科試験（以下「技能検定試験」という。）によって行う。

3 技能検定試験の手数料、実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア 手数料

検定職種ごとに次のとおりとする。

検定職種	手数料
さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、冷凍空気調和機器施工、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、表装、塗装、工業包装	18,200円
機械検査、婦人子供服製造	15,100円

イ 実施期日

実技試験は、令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）までの間において、別に宮城県職業能力開発協会（以下「協会」という。）が指定する日時に行う。

ウ 実施場所

実技試験の実施場所は、別に協会から通知する。

エ 問題の公表

実技試験の試験問題は、あらかじめ公表する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 手数料 3,100円

イ 実施期日

学科試験は、令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）までの間において、別に協会が指定する日時に行う。

ウ 実施場所

学科試験の実施場所は、別に協会から通知する。

(3) 手数料の納付方法

実技試験及び学科試験の手料は、協会の定めるところにより納付する。

4. 受検申請の手続

(1) 提出書類

技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

(2) 提出先

〒981-0916 仙台市青葉区青葉町16番1号
宮城県職業能力開発協会（電話022-341-0308）

(3) 受付期間

原則として、技能検定試験の受検を希望する日の30日前まで（当日消印有効）とする。

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内は、協会配布する。

イ 申請書を郵送する場合は、封筒の表面に「技能検定（随時）受検申請書在中」と朱書きすること。

ウ 免除となる試験の手料は、納付する必要はない。

エ 受検申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも手料は返還しない。

5. 合格の発表等

(1) 合格発表

技能検定試験の合格発表は、合格証書を交付することをもって、随時に行う。

(2) 技能検定試験の一部合格通知

実技試験又は学科試験のいずれか一方に合格した者には、協会からその旨を通知する。

6. 合格証書等の交付

技能検定試験の合格者には宮城県知事名の合格証書が交付される。また、2級及び3級技能検定試験の合格者に対し、厚生労働大臣から技能士章が交付される。

7. 問合せ先

宮城県経済商工観光部産業人材対策課（電話022-211-2763）又は宮城県職業能力開発協会（電話022-341-0308）

8. その他

本公告の技能検定（随時）は、外国人を対象とした「研修成果の評価」又は「修得技能等の認定」に活用される。